

最低制限価格制度及び低入札価格制度の改正（端数処理）について

現在、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」）については、基準に基づいて算出した数値の1万円未満を切り捨てたものとして運用しているところですが、過度な積算競争への対応として、下記のとおり運用の見直しを行います。

※測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格についても同様の見直しを行います。

記

【算出された最低制限価格等に係る端数処理】

現行	改正
1万円未満を切り捨て	予定価格（税込）が ・1千万円以上の場合は <u>10万円未満を切り上げ</u> ・1千万円未満の場合は <u>1万円未満を切り上げ</u>

【適用】

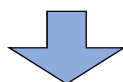
令和6年4月1日以降に公告又は通知を行う入札より適用。

（この件に関する問い合わせ先）
南あわじ市 総務企画部財務課 契約係
TEL 0799-43-5210
FAX 0799-43-5310

≪最低制限価格（土木系工事）の算出例≫

【現行】

項目	設計金額（税抜）（A）	算入率（B）	A × B
①直接工事費	158,431,000円	0.97	153,678,070円
②共通仮設費	16,881,000円	0.9	15,192,900円
③現場管理費	56,279,000円	0.9	50,651,100円
④一般管理費	34,787,000円	0.68	23,655,160円
①+②+③+④			243,177,230円
最低制限価格比較価格（1万円未満切り捨て）			243,170,000円



【改正】

項目	設計金額（税抜）（A）	算入率（B）	A × B
①直接工事費	158,431,000円	0.97	153,678,070円
②共通仮設費	16,881,000円	0.9	15,192,900円
③現場管理費	56,279,000円	0.9	50,651,100円
④一般管理費	34,787,000円	0.68	23,655,160円
①+②+③+④			243,177,230円
最低制限価格比較価格（10万円未満切り上げ）			243,200,000円

例では①+②+③+④の額（税込）が1千万円以上の額であるため、10万円未満を切り上げる端数処理

※最低制限価格は、最低制限価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。

≪最低制限価格（測量・建設コンサルタント等業務）の算出例≫

【現行】

入札書比較価格（A） （予定価格の税抜額）	算入率（B）	A × B
4,771,000円	0.6	2,862,600円
最低制限価格比較価格（1万円未満切り捨て）		2,860,000円



【改正】

入札書比較価格（A） （予定価格の税抜額）	算入率（B）	A × B
4,771,000円	0.6	2,862,600円
最低制限価格比較価格（1万円未満切り上げ）		2,870,000円

例では予定価格が1千万円未満の額であるため、1万円未満を切り上げる端数処理

※最低制限価格は、最低制限価格比較価格に100分の10に相当する額を加算した額とします。